

## 障害者総合支援法の見直しに対する意見

社会福祉法人日本身体障害者団体連合会  
会長 阿部一彦

### I 地域における障害者支援について

(1)障害の重度化・障害者の高齢化を踏まえた地域での生活の支援についてどう考えるか。特に、地域での自立生活の実現・継続を支えるサービスの在り方をどう考えるか。

○障害の重度化や高齢化による要介護状態または要支援状態の予防を図るためにも、地域の特性や障害者の状況に応じて柔軟な形態で実施でき、健康づくりや生きがいづくりに寄与できる地域生活支援事業(社会参加支援)を充実すべきである。その一環として、地域の障害当事者による自主グループの活動を支援して、当該活動を通じた障害者の社会参加の意欲を高める取り組みは大切であるとする。

(2)地域での自立生活への移行や継続を支えていくための相談支援の在り方についてどう考えるか。また、地域共生社会の実現に向けた改正社会福祉法による参加支援や地域づくりといった観点も踏まえ、地域生活に必要な暮らしの支援(地域生活支援事業等の在り方)について、どう考えるか。

○相談支援専門員の役割は単なる計画策定にとどまることなく、自立支援協議会や基幹相談支援センターを中心に地域のネットワークを形成し、社会資源の開発、掘り起こしを担う必要がある。さらに地域共生社会の実現に向けた改正社会福祉法による参加支援や地域づくりといった観点も踏まえると、障害領域で蓄積してきた支援のしくみをもとに複雑化・複合化した地域の支援ニーズに対応する包括的支援体制構築の中核となることが求められる。

○日々の業務に追われる現状を改善するとともに、計画相談に偏った報酬体系を改める必要がある。そのうえで、地方自治体の任意事業である包括的な支援体制構築のために、高齢・児童・生活困窮分野そして当事者団体との連携が求められる。このとき、災害時の要支援者への対応についても地域で構築する必要がある。

○地域における包括的な支援体制構築には、障害者相談員(障害当事者)や障害当事者団体が学校や地域で障害理解の話題を提供したり、当事者としての体験をもとに誰もが暮らしやすいまちづくりのための点検や提言を行ったりする意義は大きい。そのためにも、地域生活支援事業の拡充を行い、障害者団体(当事者)活動の活性化を促進する必要がある。

### Ⅲ 障害者の就労支援について

(1)短時間雇用など多様な就労ニーズへの対応や加齢等の影響による一般就労から福祉的就労への移行についてどう考えるか。

○多様な就労ニーズに応えるためには週 20 時間未満の短時間雇用は重要である。20 時間未満の短時間雇用であっても、2人以上の雇用時間を合わせて、たとえば合計 30 時間以上になれば雇用率の対象にする等の仕組みがあれば企業のインセンティブになると考える。一般就労と就労系福祉サービスを併用できるようにする必要がある。加齢等によって体力等が低下した場合や一時的に体調を崩した場合には、企業雇用を継続しつつ就労継続支援事業を利用することで、支援員が体力の維持や企業職場の新たな業務切り出し等をサポートできる。また、福祉的就労への移行も大事な選択肢である。ただし、本人の意向を尊重し、安易に福祉的就労への移行を誘導することのないよう注意する必要がある。

(2)雇用と福祉の連携強化についてどう考えるか。(雇用・福祉施策の役割分担、それぞれの課題など)

○障害者総合支援法に基づく一般就労支援と雇用促進法に基づく職業リハビリテーションを合わせた一体的な支援の展開が求められる。現状では福祉施策と労働施策で別々にアセスメントし、別々に支援しているが、双方が連携して各支援対象者の支援内容を共有する必要がある。そして、社会参加・余暇活動支援等も含めた総合的な支援計画を作成し、福祉、雇用、教育などの各分野の関係者(就労支援事業所、企業、ハローワーク、障害者就労支援センター、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校など)が集まって情報交換するとともに連携して、一体的な支援を展開する必要がある。また、福祉施策の就労定着支援事業の支援対象者については、福祉サービスから一般就労への移行者に限定せず、特別支援学校の卒業生や福祉サービスを利用していない一般就労者も定着支援できるように制度変更することが求められる。

### Ⅳ その他

(1)障害福祉サービス等の制度の持続可能性についてどう考えるか。

○制度の持続には、人材の確保も重要なことの一つと考える。利用者支援だけでなく、年々事務作業の質量が増え職員に負担がのしかかっている現状に鑑み、業務の簡素化や ICT の活用等により事務量を減らすことで効率的な運営とともに、地域間格差なく必要なかつ質のよい福祉サービス提供の提供が期待できる。